

茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館及び茅ヶ崎市屋内温水プールにおける
優先予約に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次条に規定する施設において、社会教育の振興などを目的として行う大会、イベント等のために、別に定める各施設の一般抽選予約期間に優先して会場を確保すること（以下「優先予約」という。）を目的とし、その予約に係る事務について必要な事項を定める。

(対象施設)

第2条 優先予約を受け入れる施設は、茅ヶ崎市営体育施設条例（昭和38年条例第17号）に規定する施設（以下「体育施設」という。）、茅ヶ崎市体育館条例（平成元年条例第4号）に規定する施設（以下「体育館」という。）及び茅ヶ崎市屋内温水プール条例（昭和56年条例第1号）に規定する施設（以下「温水プール」という。）とする。

(優先予約を受け入れない日)

第3条 優先予約を受け入れない日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。
- (2) 体育館及び温水プールは、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとし、体育施設は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。
- (3) 原則として、体育施設のうち茅ヶ崎公園野球場及び庭球場は、毎月第1日曜日とし、相模川河畔スポーツ公園陸上競技場は、毎月第2土曜日とする。
- (4) 原則として、体育館のうち茅ヶ崎市総合体育館第1体育室は、毎月第4日曜日、第2体育室、柔道場、剣道場及び弓道場は、毎月第1土曜日及び第3日曜日とし、茅ヶ崎市体育館競技場、柔剣道場及び多目的室は、毎月第2日曜日及び第4土曜日とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が特に必要があると認める日

(承認基準)

第4条 優先予約を受け入れる事業は、目的及び内容が市行政全般の適正な執行のためであり、かつ、原則として社会教育の振興に寄与するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市若しくは市の教育委員会が主催し、又は共催する事業
- (2) 国、県若しくは県の教育委員会が主催し、又は共催する事業
- (3) 市行政と密接な関係を有し、かつ、スポーツの振興を図ることを目的とする団体（市が適当であると認めるものに限る。）が主催する事業
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で市内に存するものが主催する事業

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（小学校及び中学校に限る）で、市内に存するものが主催する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が特に必要があると認める事業
（優先順位）

第5条 優先予約の優先順位は、次に掲げる事業の順位とする。

(1) 前条第1号に掲げる事業のうち、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための事業

(2) 前条第2号に掲げる事業のうち、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための事業

(3) 前条第1号に掲げる事業（第1号に掲げる事業を除く。）及び前条第3号に掲げる事業

(4) 前条第2号に掲げる事業（第2号に掲げる事業を除く。）

(5) 前条第4号から第6号までに掲げる事業
（優先予約の申請等）

第6条 優先予約を申請しようとする団体は、別に定める当該施設の一般抽選予約期間の開始前に市に次の各号の書類を提出しなければならない。ただし、翌年度以降の日程の優先予約の申請については、別に定める期間に行うものとする。

(1) 当該年度の優先予約

ア 体育施設優先予約申請書

イ 当該事業計画書

ウ 前条第5号に掲げる事業については、必要に応じて、団体の活動内容等、使用承認の審査に要する書類

(2) 翌年度以降の優先予約

ア 優先行事日程調整希望調査書

イ 当該事業計画書

ウ 前条第5号に掲げる事業については、必要に応じて、団体の活動内容等、使用承認の審査に要する書類

2 市は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可をするときはその旨を、使用の許可をしないときはその旨及び使用の許可をしない理由を、申請者に速やかに通知するものとする。

（予約の変更及び取消）

第7条 申請者は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は申請を取り消そうとするときは、速やかに市にその旨を届け出なければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、優先予約について必要な事項は、市が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。